

自動車税 (種別割) 減免理由消滅申告書 (第162条用)

群馬	5県知事	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	[身体障害者等(第162条第1項)に対する自動車税の減免]																		
	群馬県県税条例 第162条第1項の規定により、自動車税(種別割)の減免を受けていましたが、次のとおり減免理由が消滅しました。																				
			年		月	日															
								住所													
				氏名																	
続柄									(納税義務者の)												
								電話													
减	免	車	両	0)	登	録	番	号	群	群馬	高崎					かな					
障害者	住所											•		•	工柜		身 体	療育	精神	戦傷	
	氏名														手帳			第		号	
減免理由の消滅内容	消滅日	減色東西	た 皮市	年籬渡	1 1-	月		目	<備	考>											
		減免車両を 廃車 譲渡 した。 減免車両が不用となった。																			
			税義務者 障害者 運転者 が死亡した。																		
		運転者を																			
		手帳の内	ウ内容が変更となった。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・																		
		その他																			
*	※ 納税義務者が死亡した場合には、車両の相続人代表者について、下欄にご記入ください。																				
代相 表続 者人	住所																				
	氏名			続柄 (納税義務者の)																	
	電話	固定							携帯												
注意事項	(1)	死亡の場	合には、	、故人0	つ除籍謄	本、相続	人代表	表者の戸	籍謄	本がお	3手元	にあれ	ゖば、	コピー	ーを添	付して	くだ	さい。			
	(2)	減免が継	続とな	っていた	と場合で、	、自動車	税(利	重別割)	賦課	期日(4	4月1日	1)前に	こ減免	理由左	が消滅	してい	れば、				
	= 7	当該年度(の自動車	.税(種	別割)を	この届り	ナのあ	った翌	月に調	税し	ます。				_						

記載上の注意 ◎

- ・届出者の印は、法人である場合には、代表者印をご押印ください。
- ・「減免理由の消滅内容」欄は、該当する理由の左欄に〇をご記入ください。 該当する理由がない場合や補足する場合には、右側の「備考」欄に具体的な状況をご記入ください。
- ・「消滅日」欄は、死亡年月日、廃車年月日、譲渡年月日などを正確にご記入ください。
- 「相続人代表者」欄は、減免車両を相続して実際に使用する者をご指定ください。 民法上の相続権をもたない方については、車両の実使用者であっても、相続人代表者として指定できません。